

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

84

### 条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)……………二
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)……………二
- 宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)……………三
- 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 通訳案内士法関係手数料条例の一部を改正する条例……………(産業労働局)……………四
- 旅行業法関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)……………四
- 東京都営空港条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)……………五

### 条例のあらまし

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二九年法律第二五号)の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号)の改正を踏まえ、都の執行機関が利用することができる特定個人情報を追加します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二九年法律第二四号)の施行に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に係る手数料を新設するほか、規定を整備します。  
(例) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料  
本事業に係る賃貸住宅を構成する一の建築物につき八〇〇円
- 二 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

●宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六六号)

- 一 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二九年法律第四六号)の施行に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に係る手数料等を新設します。  
(例) 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料 六〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二九年二月一日から施行します。

●東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第六七号)

- 一 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成二八年法律第五六号)の施行を

踏まえ、宅地建物取引業者の説明等の義務に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●通訳案内士法関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第六八号)

一 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五〇号) の施行による通訳案内士法 (昭和二十四年法律第二一〇号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三〇年一月四日から施行します。

●旅行業法関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第六九号)

一 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五〇号) の施行による旅行業法 (昭和二十七年法律第二三九号) の改正等に伴い、旅行サービス手配業の登録に係る手数料を新設します。

旅行サービス手配業登録手数料 一五、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例 (条例第七〇号)

一 東京都立大井ふ頭中央海浜公園第一球技場、第二球技場等の廃止に伴い、当該施設の利用料金の上限に係る規定を削除するほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十九年二月一日ほかから施行します。

●東京都営空港条例の一部を改正する条例 (条例第七一号)

一 東京都営空港における給油作業等の制限を緩和します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七二号)

一 東京消防庁町田消防署の位置を改めます。

町田市町三丁目二番一九号 ↓ 町田市本町田二三八〇番地三

二 この条例は、平成二十九年一月二日から施行します。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (平成二十七年東京都条例第六十一号) の一部を次のように改正する。

別表第二 五の項中「及び住民票関係情報」を「住民票関係情報及び生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) による保護に関する情報であつて規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第七十七号) の一部を次の

ように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条中「前条」を「前二条」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定登録機関が行う住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る手数料)

第五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下この条において「法」という。)第三十七条第一項の規定により、法第二十五条に規定する指定登録機関(以下この条において単に「指定登録機関」という。)が行う住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業(法第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業をいう。以下同じ。)の登録を受けようとする者は、別表一の部第十五の款一の項に規定する手数料と同一の額を当該指定登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

別表一の部第四の項中「建設業法に」を「建設業法(昭和二十四年法律第百号)に」に改め、同部第十四の項の次に次のように加える。

第十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する一の建築物につき八百円	登録申請のとき。
--	---------------------------	---	----------

附則

この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十四号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第六十六号

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

別表四の項を次のように改める。

四 不動産特定共同事業法に基づく事務	イ 不動産特定共同事業法第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	不動産特定共同事業の許可申請手数料	八万円	許可申請のとき。
ロ 不動産特定共同事業法第四十条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	六万円	登録申請のとき。	
ハ 不動産特定共同事業法第四十条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	六万円	更新申請のとき。	

附則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十七号

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例（平成十六年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「説明義務」を「説明等の義務」に改め、同条中「法第三十五条第一項」の下に「（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「の説明」を「を記載した書面の交付又は当該事項の説明」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該住宅を借りようとする者が宅地建物取引業者である場合は、当該書面についての説明を要しないものとする。

第五条中「説明を」を「書面の交付若しくは説明を」に改め、同条第一号中「説明」を「書面の交付又は説明」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る指導及び勧告については、なお従前の例による。

通訳案内士法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十八号

通訳案内士法関係手数料条例の一部を改正する条例

通訳案内士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表一の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同表二の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表三の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表四の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」を「法第五十七条」に、「地域限定特例通訳案内士の」を「地域通訳案内士の」に、「地域限定特例通訳案内士登録手数料」を「地域通訳案内士登録手数料」に改め、同表五の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」を「法第五十七条」に、「地域限定特例通訳案内士登録証の」を「地域通訳案内士登録証の」に、「地域限定特例通訳案内士登録証訂正手数料」を「地域通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表六の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」を「法第五十七条」に、「地域限定特例通訳案内士登録証の」を「地域通訳案内士登録証の」に、「地域限定特例通訳案内士登録証再交付手数料」を「地域通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

附則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

旅行業法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十九号

旅行業法関係手数料条例の一部を改正する条例

旅行業法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表中

四 法第六条の四第一項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変更登録申請手数料	一万一千円	変更登録申請のとき。
-------------------------------------	--------------	-------	------------

を

四 法第六条の四第一項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変更登録申請手数料	一万一千円	変更登録申請のとき。
五 法第二十三条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録	旅行サービス手配業登録手数料	一万五千元	登録のとき。

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七十号)の一部を次のように改正する。第二十条中「次の各号」を「次に掲げる事項」に改め、同条第一号中「第七条各号」を「第七条第一項各号」に改める。

別表第四 一の部大井ふ頭中央海浜公園の款第一球技場の項、第二球技場の項、第二

球技場附帯施設(第一会議室、第二会議室及び第三会議室)の項及び第二球技場附帯設備の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定中一の部大井ふ頭中央海浜公園の款第一球技場の項に係る部分は平成二十九年十二月一日から、同款第二球技場の項、第二球技場附帯施設(第一会議室、第二会議室及び第三会議室)の項及び第二球技場附帯設備の項に係る部分は平成三十年四月一日から施行する。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十一号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例(昭和三十七年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号に」を「次に」に、「または」を「又は」に改め、同条第二号中「起す」を「起こす」に改め、同条第三号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十二号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例(昭和三十八年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁町田消防署の項位置の欄を次のように改める。

町田市本町田二千三百八十番地三

附則

この条例は、平成二十九年十一月二十一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001